

2025年2月28日

お客さま 各位

株式会社 岩手銀行

当座勘定規定等の改定について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当行では、以下の通り「当座勘定規定」、「個人当座勘定規定」を改定いたしますので、お知らせいたします。

記

1. 改定趣旨

払戻請求書による当座預金出金の取扱い等に伴う改定

2. 改定内容

別紙「新旧対照表」をご参照願います。

3. 改定日

2025年4月1日（火）

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社 岩手銀行 事務統括部 藤原・上田

電話 019-623-1111（代表）

「当座勘定規定」新旧対照表

(下線部：改定箇所)

改 定 前	改 定 後
<p>第2条（証券類の受入れ）</p> <p>① 証券類を受入れた場合には、当店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、支払資金と<u>しません。</u></p> <p>② （ 本文省略 ）</p>	<p>第2条（証券類の受入れ）</p> <p>① 証券類を受入れた場合には、当店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、支払資金と<u>はなりません。</u></p> <p>② （ 現行どおり ）</p>
<p>第3条（本人振込み）</p> <p>① 当行の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みがあった場合には、当行で当座勘定元帳へ入金記帳したうえでなければ、支払資金と<u>しません。</u> ただし、証券類による振込みについては、その決済の確認もしたうえでなければ、支払資金と<u>しません。</u></p> <p>② （ 本文省略 ）</p>	<p>第3条（本人振込み）</p> <p>① 当行の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みがあった場合には、当行で当座勘定元帳へ入金記帳したうえでなければ、支払資金と<u>はなりません。</u> ただし、証券類による振込みについては、その決済の確認もしたうえでなければ、支払資金と<u>はなりません。</u></p> <p>② （ 現行どおり ）</p>
<p>第5条（受入証券類の不渡り）</p> <p>① 前3条 によって証券類による受入または振込みがなされた場合に、その証券類が不渡りとなったときは、直ちにその旨を本人に通知するとともに、その金額を当座勘定元帳から引落し、本人からの請求があり<u>しだい</u>その証券類は受入れた店舗、または振込みを受付けた店舗で返却します。 ただし、第4条の場合の不渡証券類は振込みをした第三者に返却するものとし、同条第1項の場合には、本人を通じて返却することも<u>できます。</u></p> <p>② （ 本文省略 ）</p>	<p>第5条（受入証券類の不渡り）</p> <p>① 前3条 によって証券類による受入または振込みがなされた場合に、その証券類が不渡りとなったときは、直ちにその旨を本人に通知するとともに、その金額を当座勘定元帳から引落し、本人からの請求があり<u>次第</u>その証券類は受入れた店舗、または振込みを受付けた店舗で返却します。 ただし、第4条の場合の不渡証券類は振込みをした第三者に返却するものとし、同条第1項の場合には、本人を通じて返却することも<u>可能です。</u></p> <p>② （ 現行どおり ）</p>

改 定 前	改 定 後
<p>第7条（手形・小切手の支払）</p> <p>① ～ ② （ 本文省略 ）</p> <p>③ 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</p>	<p>第7条（手形・小切手の支払等）</p> <p>① ～ ② （ 現行どおり ）</p> <p>③ 当座勘定の払戻しの場合には、小切手 <u>または当行所定の払戻請求書</u>を使用してください。</p> <p><u>④ 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、当行所定の本人確認書類の提示等を求めることがあります。求められた本人確認書類の提示等がない場合には、取引を行うことはできません。</u></p>
<p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p>① ～ ② （ 本文省略 ）</p> <p>③ 前2項以外の手形または小切手については、当行はその支払を <u>しません。</u></p> <p>④ （ 本文省略 ）</p> <p>⑤ 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p>⑥ ～ ⑦ （ 本文省略 ）</p>	<p>第8条（手形、小切手用紙等）</p> <p>① ～ ② （ 現行どおり ）</p> <p>③ 前2項以外の手形または小切手については、当行はその支払を <u>行いません。</u></p> <p>④ （ 現行どおり ）</p> <p>⑤ 手形用紙、小切手用紙 <u>または払戻請求書</u>の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p>⑥ ～ ⑦ （ 現行どおり ）</p>
<p>第9条（支払の範囲）</p> <p>① （ 本文省略 ）</p> <p>② 手形、小切手の金額の一部支払は <u>しません。</u></p>	<p>第9条（支払の範囲）</p> <p>① （ 現行どおり ）</p> <p>② 手形、小切手の金額の一部支払は <u>行いません。</u></p>
<p>第11条（過振り）</p> <p>① 第9条の第1項にかかわらず、当行の裁量により支払資金をこえて手形、小切手等の支払をした場合には、当行からの請求があり <u>しだい</u>直ちにその不足金を支払ってください。</p> <p>② ～ ③ （ 本文省略 ）</p>	<p>第11条（過振り）</p> <p>① 第9条の第1項にかかわらず、当行の裁量により支払資金をこえて手形、小切手等の支払をした場合には、当行からの請求があり <u>次第</u>直ちにその不足金を支払ってください。</p> <p>② ～ ③ （ 現行どおり ）</p>

改 定 前	改 定 後
<p>④ 第1項による不足金、および第2項による損害金の支払がない場合には、当行は諸預り金その他の債務と、その期限のいかんにかかわらず、いつでも差引計算することが<u>できます</u>。</p> <p>⑤ (本文省略)</p>	<p>④ 第1項による不足金、および第2項による損害金の支払がない場合には、当行は諸預り金その他の債務と、その期限のいかんにかかわらず、いつでも差引計算することが<u>可能です</u>。</p> <p>⑤ (現行どおり)</p>
<p>第12条 (手数料の引落し)</p> <p>① 当行が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p> <p>② (本文省略)</p>	<p>第12条 (手数料の引落し)</p> <p>① 当行が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手<u>または払戻請求書</u>によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p> <p>② (現行どおり)</p>
<p>第13条 (支払い保証に代わる取扱い)</p> <p>小切手の支払保証は<u>しません</u>。</p> <p>ただし、その請求があるときは、当行は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</p>	<p>第13条 (支払い保証に代わる取扱い)</p> <p>小切手の支払保証は<u>行いません</u>。</p> <p>ただし、その請求があるときは、当行は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</p>
<p>第16条 (印鑑照合等)</p> <p>① 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名 (電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます) を、届出の印鑑 (または署名鑑) と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>② ~ ③ (本文省略)</p>	<p>第16条 (印鑑照合等)</p> <p>① 手形、小切手、<u>払戻請求書</u>または諸届け書類に使用された印影または署名 (電磁的記録により当行に画像をして送信されたものを含みます) を、届出の印鑑 (または署名鑑) と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、<u>払戻請求書</u>、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>② ~ ③ (現行どおり)</p>

改 定 前	改 定 後
<p>第 19 条（自己取引手形等の取扱い）</p> <p>① 手形行為に取締役会の承認、社員総会の認許その他これに類する手続を必要とする場合でも、その承認等の有無について調査を行うことなく、支払をすることが<u>できます</u>。</p> <p>② （ 本文省略 ）</p>	<p>第 19 条（自己取引手形等の取扱い）</p> <p>① 手形行為に取締役会の承認、社員総会の認許その他これに類する手続を必要とする場合でも、その承認等の有無について調査を行うことなく、支払をすることが<u>可能です</u>。</p> <p>② （ 現行どおり ）</p>
<p>第 24 条（解 約）</p> <p>① この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約することが<u>できます</u>。ただし当行に対する解約の通知は書面によるものとします。</p> <p>② ～ ④ （ 本文省略 ）</p>	<p>第 24 条（解 約）</p> <p>① この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約することが<u>可能です</u>。ただし当行に対する解約の通知は書面によるものとします。</p> <p>② ～ ④ （ 現行どおり ）</p>

「個人当座勘定規定」新旧対照表

(下線部：改定箇所)

改 定 前	改 定 後
<p>第2条（証券類の受入れ）</p> <p>① 証券類を受入れた場合には、当店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、支払資金と<u>しません。</u></p> <p>② （ 本文省略 ）</p>	<p>第2条（証券類の受入れ）</p> <p>① 証券類を受入れた場合には、当店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、支払資金と<u>なりません。</u></p> <p>② （ 現行どおり ）</p>
<p>第3条（本人振込み）</p> <p>① 当行の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みがあった場合には、当行で当座勘定元帳へ入金記帳したうえでなければ、支払資金と<u>しません。</u></p> <p>ただし、証券類による振込みについては、その決済の確認もしたうえでなければ、支払資金と<u>しません。</u></p> <p>② （ 本文省略 ）</p>	<p>第3条（本人振込み）</p> <p>① 当行の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みがあった場合には、当行で当座勘定元帳へ入金記帳したうえでなければ、支払資金と<u>なりません。</u></p> <p>ただし、証券類による振込みについては、その決済の確認もしたうえでなければ、支払資金と<u>なりません。</u></p> <p>② （ 現行どおり ）</p>
<p>第5条（受入証券類の不渡り）</p> <p>① 前3条によって証券類による受入れまたは振込みがなされた場合に、その証券類が不渡りとなったときは、直ちにその旨を本人に通知するとともに、その金額を当座勘定元帳から引落し、本人からの請求があり<u>しだい</u>その証券類は受入れた店舗、または振込みを受付けた店舗で返却します。</p> <p>ただし、第4条の場合の不渡証券類は振込みをした第三者に返却するものとし、同条第1項の場合には、本人を通じて返却することも<u>できます。</u></p> <p>② （ 本文省略 ）</p>	<p>第5条（受入証券類の不渡り）</p> <p>① 前3条によって証券類による受入れまたは振込みがなされた場合に、その証券類が不渡りとなったときは、直ちにその旨を本人に通知するとともに、その金額を当座勘定元帳から引落し、本人からの請求があり<u>次第</u>その証券類は受入れた店舗、または振込みを受付けた店舗で返却します。</p> <p>ただし、第4条の場合の不渡証券類は振込みをした第三者に返却するものとし、同条第1項の場合には、本人を通じて返却することも<u>可能です。</u></p> <p>② （ 現行どおり ）</p>

改定前	改定後
<p>第7条（手形・小切手の支払）</p> <p>① ～ ③ （ 本文省略 ）</p> <p>④ 当座勘定の払戻しの場合には、本人または代理人が自己の名義で振出した小切手を使用してください。</p>	<p>第7条（手形・小切手の支払等）</p> <p>① ～ ③ （ 現行どおり ）</p> <p>④ 当座勘定の払戻しの場合には、本人または代理人が自己の名義で振出した小切手<u>または当行所定の払戻請求書</u>を使用してください。</p> <p><u>⑤ 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、当行所定の本人確認書類の提示等を求めることがあります。求められた本人確認書類の提示等がない場合には、取引を行うことができません。</u></p>
<p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p>① ～ ② （ 本文省略 ）</p> <p>③ 前2項以外の小切手または手形については、当行はその支払を<u>しません。</u></p> <p>④ （ 本文省略 ）</p> <p>⑤ 小切手用紙、手形用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p>⑥ ～ ⑦ （ 本文省略 ）</p>	<p>第8条（手形、小切手用紙等）</p> <p>① ～ ② （ 現行どおり ）</p> <p>③ 前2項以外の小切手または手形については、当行はその支払を<u>行いません。</u></p> <p>④ （ 現行どおり ）</p> <p>⑤ 小切手用紙、手形用紙、<u>または払戻請求書</u>の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p>⑥ ～ ⑦ （ 現行どおり ）</p>
<p>第9条（支払の範囲）</p> <p>① （ 本文省略 ）</p> <p>② 小切手、手形の金額の一部支払は<u>しません。</u></p>	<p>第9条（支払の範囲）</p> <p>① （ 現行どおり ）</p> <p>② 小切手、手形の金額の一部支払は<u>行いません。</u></p>
<p>第11条（過振り）</p> <p>① 第9条の第1項にかかわらず、当行の裁量により支払資金をこえて小切手、手形等の支払をした場合には、当行からの請求があり<u>しだい</u>直ちにその不足金を支払ってください。</p> <p>② ～ ③ （ 本文省略 ）</p>	<p>第11条（過振り）</p> <p>① 第9条の第1項にかかわらず、当行の裁量により支払資金をこえて小切手、手形等の支払をした場合には、当行からの請求があり<u>次第</u>直ちにその不足金を支払ってください。</p> <p>② ～ ③ （ 現行どおり ）</p>

改定前	改定後
<p>④ 第1項による不足金、および第2項による損害金の支払がない場合には、当行は諸預り金その他の債務と、その期限のいかんにかかわらず、いつでも差引計算することが<u>できます</u>。</p> <p>⑤ (本文省略)</p>	<p>④ 第1項による不足金、および第2項による損害金の支払がない場合には、当行は諸預り金その他の債務と、その期限のいかんにかかわらず、いつでも差引計算することが<u>可能です</u>。</p> <p>⑤ (現行どおり)</p>
<p>第12条(手数料の引落し)</p> <p>① 当行が受取るべき貸付金利息、手数料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p> <p>② (本文省略)</p>	<p>第12条(手数料の引落し)</p> <p>① 当行が受取るべき貸付金利息、手数料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手<u>または払戻請求書</u>によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p> <p>② (現行どおり)</p>
<p>第13条(支払い保証に代わる取扱い)</p> <p>小切手の支払保証は<u>しません</u>。ただし、その請求があるときは、当行は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</p>	<p>第13条(支払い保証に代わる取扱い)</p> <p>小切手の支払保証は<u>行いません</u>。ただし、その請求があるときは、当行は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</p>
<p>第16条(印鑑照合等)</p> <p>① 小切手、手形または諸届け書類に記載された署名(電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます)を届出の署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その小切手、手形、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>② ~ ③ (本文省略)</p>	<p>第16条(印鑑照合等)</p> <p>① 小切手、手形、<u>払戻請求書</u>または諸届け書類に記載された署名(電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます)を届出の署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その小切手、手形、<u>払戻請求書</u>、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>② ~ ③ (現行どおり)</p>

改 定 前	改 定 後
<p>第 19 条（自己取引手形等の取扱い）</p> <p>① 手形の裏面に取締役会の承認、社員総会の認許その他これに類する手続を必要とする場合でも、その承認等の有無について調査を行うことなく、支払をすることが<u>できます</u>。</p> <p>② （ 本文省略 ）</p>	<p>第 19 条（自己取引手形等の取扱い）</p> <p>① 手形の裏面に取締役会の承認、社員総会の認許その他これに類する手続を必要とする場合でも、その承認等の有無について調査を行うことなく、支払をすることが<u>可能です</u>。</p> <p>② （ 現行どおり ）</p>
<p>第 24 条（解約）</p> <p>① この取引は、本人の都合でいつでも解約することが<u>できます</u>。ただし、当行に対する解約の通知は本人の署名した書面によるものとします。</p> <p>② 当行は、長期間にわたりこの当座勘定の受払がない場合、または支払資金預入れの再三にわたる遅延、支払の停止その他相互の信頼関係が失われた場合には、いつでもこの取引を解約することが<u>できます</u>。</p> <p>③ ～ ⑤ （ 本文省略 ）</p>	<p>第 24 条（解約）</p> <p>① この取引は、本人の都合でいつでも解約することが<u>可能です</u>。ただし、当行に対する解約の通知は本人の署名した書面によるものとします。</p> <p>② 当行は、長期間にわたりこの当座勘定の受払がない場合、または支払資金預入れの再三にわたる遅延、支払の停止その他相互の信頼関係が失われた場合には、いつでもこの取引を解約することが<u>可能です</u>。</p> <p>③ ～ ⑤ （ 現行どおり ）</p>